

【05】 違反要件総論③ 反競争性2、正当化理由

2017-04-21

- 前回振り返り
- 質問
 - 「旧東京市内の市場は保護に値しない市場ということか？」
 - 「保護に値しない市場の具体例？」
 - 大阪高判平成26年10月31日・平成26年（ネ）第471号〔神鉄タクシー〕
- 市場画定と反競争性の総合的理解【前回配布】
- 新幹線・飛行機問題
 - 米国のsubmarket論
 - 特定の需要者群に対して価格差別可能なら小市場が成立
 - 東京大阪間の移動において飛行機を選べない需要者
 - 市場が成立するか否かではなく、反競争性の問題と位置付けたほうがよいのではないか
 - NTT最判の調査官解説
 - いろいろな問題に応用可能なので頭に入れておく有益
- 正当化理由
 - ウラの事例が増えて認知されるようになった
 - 条文
 - 公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限する
 - S59石油カルテル刑事最判に至る論争
 - 現在
 - 裁判所：公共の利益に反して（いない）
 - 公取委：競争の実質的制限（していない）
 - 目立たずに済む
 - 8条や企業結合規制でも技巧が不要
 - 公正な競争を阻害するおそれ
 - 論争の舞台にならなかつたので議論がねじくれなかつた
 - 立証負担
 - 行為者に争点形成責任 → 公取委に立証責任
 - 目的・手段の両面において正当
 - 反競争性の強さとの比較考量
 - 目的の正当性
 - 総説
 - 「社会公共的目的」
 - 販売方法の拘束等について「それなりの合理的な理由」（資

生堂最判)

- それなりの合理的な理由があり、特定の取引先を差別していない
- 不適格な事業者や商品役務の排除
 - リスラジ知財高判（裁判所PDF36頁）
- 知的創作や努力のためのインセンティブ確保
 - 平成24年度相談事例7（バスターミナル維持管理費）
 - 知的財産権関係
 - 公取委勧告審決平成9年8月6日（パチンコ特許プール）
 - 知財高判平成18年7月20日（日之出水道機器対六寶産業）
 - SEP/FRAND
 - 21条について
 - 知的財産ガイドライン
 - 正当化理由の問題と位置付けたほうが国際的に親和的
- 効率性
 - 3条件（企業結合ガイドライン）
 - 志賀高原索道協会
- 公共性
 - 最判平成元年12月14日（芝浦屠場）
- 業績不振（failing-firm）
 - 正当化理由
 - 因果関係
 - 同じ結果になる
 - 業績不振当事会社にはもともと牽制力がない
- 手段の正当性（手段の必要性）
 - 東京地判平成9年4月9日（日本遊戯銃協同組合）
- 事業法規制・行政指導と正当化理由
 - 事業者の被疑行為が強制によるものである場合
 - 事業者の被疑行為が政策的に妥当なものであることを窺わせる場合
 - （東京高判平成28年9月2日（新潟タクシーカルテル））